

兵庫県公報

平成21年10月27日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第61号）

港湾の利用に係る手続を簡素化し、港湾の利便性の向上を図るため、全国の港湾管理者が共通して用いる様式により手続を行うことができるよう所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第61号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号中「様式第1号の2」を「様式第2号」に改め、同条第4号中「様式第1号の3」を「様式第3号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 次に掲げる港湾施設 次に掲げる区分に応じ、知事が別に指定する様式

- ア 岸壁、物揚場、棧橋又は係船浮標
- イ 上屋、荷さばき地、貯炭場、野積場、貯木場、駐車場又は港湾施設用地
- ウ 起重機
- エ 給水施設

第3条第6号及び第7号を削る。

第4条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第5条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第5条の2中「様式第6号の2」を「様式第6号」に改める。

第6条第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条中「様式第9号」を「知事が別に指定する様式」に改める。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第1号の3を様式第3号とし、様式第1号の2を様式第2号とする。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第6号の2を様式第6号とし、様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第8号及び様式第9号 削除

附 則

この規則は、平成21年10月30日から施行する。